

公 告

令和7年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務について、下記のとおり企画提案競技を実施するので公告する。

令和7年4月4日

大分県知事 佐藤 樹一郎

記

1 業 務 名

令和7年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務

2 業務概要

県内のアトツギ（企業の後継者、後継者候補）を対象に、新規事業や新分野への進出などといった家業の変革に向けたマインドセットの醸成、ビジネスモデルの構築などを集中的に支援するプログラムを実施し、モデルケースとなるアトツギベンチャーを創出するとともに、アトツギや金融機関・商工団体等支援者で構成するコミュニティを併せて形成することで、アトツギが挑戦しやすい文化の醸成を図る。

3 参加資格要件

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。また、共同企業体の各構成員は、単独又は、他の共同企業体の構成員として本件企画提案競技に参加することはできない。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 企画提案競技募集要項等を示す場所及び日時

大分県庁ホームページ及び下記のとおりとする。

(1) 場 所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館7階
大分県商工観光労働部経営創造・金融課

(2) 日 時

令和7年4月4日（金）から4月18日（金）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
午前9時00分から午後5時00分まで

※ 事前に上記時間内に連絡し、担当者と時間調整の上訪問すること。

(3) 問い合わせ先

大分県商工観光労働部経営創造・金融課 経営創造班
担 当 梶原（かじわら）・秋吉（あきよし）
電 話 097-506-3232
F A X 097-506-1882

5 その他

詳細は令和7年度アトツギベンチャー創出支援事業委託業務に係る企画提案競技募集要項によるものとする。